

山梨県立科学館の管理に関する基本協定書（抜粋）

（利用者の満足度調査等の実施）

第20条 乙は、科学館の効果的かつ効率的な管理及びサービス向上の観点から、甲と協議の上、アンケート調査等により利用者の満足度、意見等を把握するものとする。

2 乙は、前項の調査結果及びその対応策を速やかに取りまとめ、遅滞なく甲に報告するとともに、業務改善に努めなければならない。

（定期報告）

第21条 乙は、毎月10日までに前月の管理業務に関する次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- （1）利用者数等の利用状況
- （2）事業の実施状況
- （3）利用料金収入の状況等の収支の状況

（事業報告書）

第22条 乙は、条例第14条の規定に基づき、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を甲に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から2月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- （1）管理業務の実施状況
- （2）利用状況
- （3）利用料金の収入の実績
- （4）管理業務に係る収支決算
- （5）その他甲が必要と認める事項

（業務状況の聴取等）

第23条 甲は、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき、管理業務の適正を期するため、乙に対して随時に、管理業務又は経理状況に関して報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第30条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- （1）乙が第20条、第21条又は第22条の報告書を提出せず、第23条の規定による報告の求め若しくは調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- （2）乙が関係法令、条例、規則又はこの協定の規定に基づく甲の指示に従わないとき。
- （3）乙が前条第2項の規定による改善を甲が指定する期間内に実施することができなかったとき。

- (4) 乙が関係法令、条例、規則又はこの協定の規定に違反したとき。
 - (5) 乙の経営状況の悪化等により、管理業務を継続することができないと認められるとき。
 - (6) 組織的な違法行為により著しく社会的信用を損なう場合等、乙に管理業務を行わせておくことが社会通念上不適當であると認められるとき。
 - (7) その他乙による管理を継続することが適當でないと甲が認めたとき。
- 2 乙は、前項の規定により指定を取り消され、又は管理業務の停止を命じられた場合は、甲の請求により委託料の全部又は一部を返還しなければならない。
- 3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失又は増加費用が生じたときは、甲はその賠償の責めを負わない。